### 付注3-7 創設時期と国の負担割合でみた補助金の分類方法

## 1. 補助金等の分類について

財政調査会「平成 12 年度補助金総覧」に基づき、一般会計及び特別会計について、その中の補助金、 負担金、交付金、補給金、委託費に該当するものについて、積算内訳ごとに以下の項目について整理す る。

- 会計区分(補助金、負担金、交付金、補給金、委託費の別)
- 所管省庁
- ・ コード番号
- 前年度予算額
- · 平成 12 年度予算額
- ・ 地方公共団体負担額(都道府県分/市町村分/その他の負担額)
- 交付対象
- 予算計上年度
- ・ 法律補助又は予算補助の別
- · 国の負担割合 (=国庫補助額/総事業費)

### 2. 分類結果の概要について

一般会計と特別会計を合計し、創設時期と国の負担割合で分類した結果は次のとおりとなった。

(単位:億円)

国の負担割合	1/3 未満	1/3 以上	1/2 以上	1	計
		1/2 未満	1未満		(シェア)
創設時期					
戦前・戦後復興期	180	21, 849	56, 294	5, 319	83, 641
(1954 年度まで)					(30. 2%)
高度成長期	6, 730	4, 877	49,010	23, 617	84, 234
(55~73年度)					(30.4%)
ポストオイルショック	383	2, 564	3, 728	9, 969	16, 644
(74~79 年度)					(6.0%)
80 年代	153	10, 612	26, 135	21, 909	58, 808
(80~89 年度)					(21.2%)
90 年代	10, 883	6, 710	5, 821	10, 373	33, 787
(90 年度~)					(12. 2%)
計	18, 329	46, 612	140, 987	71, 187	277, 114
(シェア)	(6.6%)	(16.8%)	(50.9%)	(25. 7%)	(100%)

#### 3. 国庫補助負担金の区分の明確化について

国庫補助負担金については、地方分権推進計画 (1998 年 5 月閣議決定) において、「地方公共団体の担う事務について、国が経費の全部又は一部を負担する場合又は補助できる場合は、国庫負担金と国庫補助金の区分を明確にすることが特に重要と考えられる」とした上で、この国庫負担金と国庫補助金の区分に応じて、積極的に整理合理化を進めることとしている。

その後、政府において、すべての国庫補助負担金について、国庫負担金と国庫補助金を区分し、地方 分権推進委員会に報告を行ったが、一部未調整と報告したところについても地方分権推進委員会におい て検討がなされ、「地方分権推進委員会意見」(2000年8月)として国庫負担金と国庫補助金の区分が提 示された。

### 4. 国庫補助負担金の区分ごとの整理合理化方針の概要について

2. で示す国庫支出金 (277,114 億円) のうち、「国の事業等を国以外のものに委託する場合に国が交付する給付金」という性質をもつ委託費と、「交付対象が地方以外」の補助金等についてはそもそも削減対象外と考えられるため、あらかじめ除外した上で、地方分権推進委員会意見に沿って、「経常的国庫負担金」「建設事業費国庫負担金」「国庫補助金」に分類したところ、概要は以下のとおりとなった。

		2000 年度
分類	「地方分権推進計画」による整理合理化の方針	予算額
		(億円)
経常的	対象を真に国が義務的に負担を行うべき分野に限定	118, 876
国庫負担金		
建設事業	国家的プロジェクト等広域的効果を持つ根幹的な事業などに限定	41,071
国庫負担金		
国庫補助金	以下の場合を除き、 <u>原則として廃止・縮減</u>	40, 215
	・ 国策に伴う国家補償的性格を有するもの、地方税の代替財源の性	
	格を有するもの	
	・ 災害による臨時巨額の財政負担に対するもの	
	・ いったん国において徴収し地方公共団体に交付する形式をとっ	
	ているが、地方公共団体の事務に付随する収入で地方財源の性格	
	を有するもの	

# 5. 創設時期と国の負担割合でみた補助金の分類について

第3-4-6表は、4. において、「国庫補助金」と分類された 40,215 億円について、創設時期と国の負担割合で分類したものである。